令和6年1月31日障害福祉部 障害施策推進課

世田谷区手話言語条例 (令和5年11月15日 福祉保健常任委員会資料)

1. 主旨

区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるための条例制定に向け、 学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会(以下「検討会」とい う。)、障害者団体、障害者施策推進協議会等から意見をいただき検討を進めてきた。ま た、令和5年6月に条例(骨子案)に対するパブリックコメントを行い、9月6日の福祉 保健常任委員会に条例(素案)を報告した。

この度、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の 基本的な考え方や必要な事項等を定めることにより、手話を必要とする者の権利が尊重さ れる地域共生社会を実現するため、この条例を制定する。

2. これまでの経過

令和4年 5月26日 福祉保健常任委員会 独立した手話言語条例の制定を検討することを報告 11月11日 福祉保健常任委員会 条例制定に向けた検討を開始することを報告 第1回検討会 12月16日 令和5年 1月25日 第2回検討会 2月10日 福祉保健常任委員会条例の検討状況を報告 5月30日 福祉保健常任委員会条例(骨子案)を報告 第3回検討会 5月31日 6月 9日~6月30日 パブリックコメント 6月14日・15日 手話言語に関するワークショップ開催 8月23日 第4回検討会 福祉保健常任委員会 条例(素案)を報告 9月 6日 パブリックコメント実施結果の公表 9月15日 10月11日 第5回検討会

3. 条例の名称について

手話が言語であることを示す簡潔な条例名とすることについて、検討会において同意を得たため、本条例の名称を「世田谷区手話言語条例」とする。

4. 条例(案) について

資料 2-1 (案)

資料2-2 (案・素案 対照表)を参照。

- ○素案から案への主な変更点
 - ・前文において、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会を実現する ために、この条例を制定することを明記。
 - ・前文および第4条第2項において、手話が言語であることを定義する権利(手話の獲得(手話の習得をいう。)をし、手話を学び、手話で学び、及び手話を使うことができる環境整備)の記載順を修正。
 - ・第2条において、手話を必要とする者の定義を明記。
 - ・その他 文言の修正等を行った。
- 5. 条例に基づく取組みについて
 - (1) 令和6年度に予定する主な取組みについて(概算経費)
 - ①くみん窓口、出張所等における遠隔手話通訳の実施【新規】
 - ・民間企業が提供するシステムを導入し、各総合支所のくみん窓口、保健福祉課、 各出張所の窓口に配置した二次元コードを来庁者がスマートフォン等で読み込む ことで、遠隔の手話通訳者につなぐ。

(歳出) 3,014千円

(歳入) 1, 163千円(国:775千円、都:388千円)

- ②区役所における待機手話通訳者の配置時間の拡充【拡充】
 - ・手話を必要とする区民のための手話の環境を整備するため、待機手話通訳者の配置時間を現状の平日午前中のみ(9時から12時)から平日窓口開庁時間(8時30分から17時)に拡充する。

(歳出) 5,538千円(前年度比4,080千円増)

(歳入) 2, 136千円(国:1,424千円、都712千円)

- ③手話講習会「手話体験教室」の拡充【拡充】
 - ・言語としての手話の魅力や重要性等を学び、理解を深めることを目指し、手話を 学び始めたい方を対象とする「手話体験教室」を現状秋のみ開催しているが、来 年度以降秋及び冬の開催に拡充する。

(歳出) 6,766千円(前年度比45千円減※)

(歳入) 2,609千円(国:1,739千円、都870千円)

※コロナ対策経費が減額したため

- ④区報「区のおしらせ」に手話の普及啓発のための紙面掲載(原則月1回)【新規】
 - ・区のおしらせ「せたがや」に手話イラストを掲載し、手話の普及啓発、理解促進 をはかる。

⑤手話通訳者の処遇改善【拡充】

・手話通訳者を、手話という言語と文化を理解したうえで、日本語を話す人と繋ぐ 専門職として改めて評価し、平成27年以降見直しを行っていなかった通訳者の報酬額を、東京都と同等(区事業派遣の場合:@5,000円/2時間30分まで→@5,620円/2時間まで)とするとともに、不十分であった交通費加算の増額などの見直しを図る。

(歳出) 16,434千円(前年度比7,995千円増)

(歳入) 6,335千円(国:4,223千円、都2,112千円)

(2) 令和7年度以降に向けて検討している主な施策例

- ①区立小学校における手話の普及や理解促進に関する啓発事業の回数増
- ②手話への理解促進に向けた動画配信
- ③区職員が窓口等業務で使える簡単な手話を学び、定着させるための連続講座の実施
- ④令和7年度開催のデフリンピック(ろう者のためのオリンピック)に併せたスポーツ推進部と連携した普及啓発の実施
- ⑤遠隔手話通訳システムの災害時支援への活用
- 6. 今後のスケジュール 令和6年 4月 条例施行